

県内の採卵養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生について(2004.1.12)

【概要】

高病原性鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルス感染により、鶏、七面鳥などに高い死亡率を示す疾病で、養鶏業界に大きな被害を及ぼすことからわが国では家畜伝染病に指定されており、国外の発生時には当該国からの養鶏産物の輸入を禁止している。

本病は、1925年の発生以来79年ぶりの国内での発生である。他の養鶏場への伝染が危惧されることから、徹底した防疫措置を講じて、感染の拡大を防止することとしている。

1 発生状況

- 1) 日 時 平成16年1月12日
- 2) 発生場所 阿武郡阿東町
- 3) 飼養者 (有)ウインウインファーム山口農場
- 4) 飼養羽数 34,640羽

2 これまでの対応状況

- 1) 12月30日 農場管理獣医師の要請により家畜保健衛生所職員が立入検査を実施し、糞便で寄生虫検査陰性を確認し、細菌・遺伝子検査を開始。
 - 12月31日 ウィルス検査の結果ニューカッスル病と鶏伝染性気管支炎遺伝子検査陰性を確認。
 - 1月1～4日 中部家畜保健衛生所において細菌検査(細菌の特定、効果薬剤の選定(薬剤感受性試験))を実施。
 - 1月5日 農場管理獣医師に大腸菌の関与を疑う旨を通報。
 - 1月6～8日 抗生物質投与を開始(投与群の出荷停止)。
 - 1月9日 その後死亡鶏急増により再度立入検査、鳥インフルエンザの一連の検査を開始。全鶏舎の消毒を指示。
 - 1月10日 簡易検査の結果、検体2羽で鳥インフルエンザ陽性を確認。同農場へ1月9日17時以降に生産された鶏卵の出荷自粛、鶏舎や車輛等の消毒の徹底、部外者の立入制限等を要請。
- 2) 高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに基づき、食用卵集配(鶏卵GPセンター)から出荷された当該農場の卵について、自主回収を指導し、現在回収中。
- 3) 1月11日、一連の検査の結果、鳥インフルエンザを強く疑い、ウイルスの型別と病原性を調べるため(独)動物衛生研究所へ検査材料を搬入し、確認検査を依頼し、本病と判定された。

3 今後の対応

- 1) 山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部の設置
 - (1) 農林部長を本部長とする山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部(1局4部1庁13課)を設置し、関係各課、関係機関と連携して県民相談窓口の設置による県民への正しい情報の提供、農家の経営対策や防疫措置等の総合的な対策を実施する。
 - (2) 県内畜産関係機関、農林水産省、中国四国各県への発生の通知
- 2) 防疫措置
 - (1) 現地防疫対策本部の設置(本部長 中部家保所長)
 - (2) 出荷された鶏卵については、回収の実施の有無を関係省庁と協議中
 - (3) 周辺養鶏場の鶏卵・ブロイラー等の移動を禁止する移動制限区域を当該農場から半径30kmの範囲とする予定で農林水産省と協議中。移動制限区域では17戸1,005千羽の採卵鶏と13戸222千羽のブロイラーを飼養
 - (4) 発生農場の防疫措置(飼養鶏全羽の殺処分、消毒、疫学調査)の開始と周辺養鶏場の立入検査の実施